

旧小学校施設活用の進捗状況等について（報告）

平成 28 年 3 月をもって廃校となった旧小学校施設の活用、関連施設の対応等について、経過と現状、今後の予定について報告するものです。

1 旧下大津小学校

(1) 経過と現状

- ・グラウンドは、NPO 法人フットボールクラブエスペランサ（H28 年度に実施した活用事業者公募における優先交渉権者）に、当面 3 年間（H31.4～R4.3）の無償貸付
- ・芝生化のため、貸付先において日本サッカー協会から芝苗の提供を受け、本年 6 月末から植付けを行い養生中

(2) 今後の予定

- ・校舎等の一部は、活用事業者公募の際、コミュニティ活動の場として公的利用を検討するとしており、本年度、集会施設や事務所等への転用について予備調査を委託（入札開札 7 月 31 日）し、地元地区等とも調整を行う。
- ・この調査結果や地元意向を踏まえ、建物の改修等の対応を整理し、次年度以降の計画を調整する。

2 旧牛渡小学校

(1) 経過と現状

- ・本年 2 月に活用事業者の再公募を実施
- ・株式会社亜細亜（母体会社は貝塚正雄商店）を優先交渉権者とし、5 月に基本協定を締結。7 月 5 日に地域説明会を実施（参加者 14 人）
- ・同社では、当面は原材料の品質管理や検査の施設として使用し、将来的には、母体会社の加工ラインの一部移転を考えており、体育館も倉庫として活用を希望

(2) 今後の予定

- ・同社において、活用計画の具体化
- ・土地建物の貸付、売却の形態、条件等について交渉
- ・減額での貸付けや売却にあたっては、議会の議決が必要で、同社で体育館を活用する場合は、条例改正も必要（早ければ本年第 4 回定例会を想定）
- ・売却の場合は、所有権保存登記や不動産鑑定等を行うため、業務委託料を補正予算措置（本年第 3 回定例会を予定）

3 旧佐賀小学校

(1) 経過と現状

- ・ 本年 2 月に活用事業者の再公募を実施
- ・ 株式会社グランバー（東京ラスク）を優先交渉権者とし、5 月に基本協定を締結。6 月 29 日に地域説明会を実施（参加者 11 人）
- ・ 同社では、当面はグランピング施設として校舎一部や校庭を活用し、将来的には、ラスク材料の果物等を加工する工房として校舎残り部分を活用する構想。体育館は、耐震性の不足や老朽化により、活用にあたって課題
- ・ 相手方において、施設の実態等について現地を詳細に調査し、事業計画を精査した結果、基本協定の解約の申出（辞退届）が提出（受付 7 月 26 日）され、基本協定を解約することとした。

(2) 今後の予定

- ・ 地元地区、関係者等に周知したうえで、再公募の実施等を調整

4 旧安飾小学校

(1) 経過と現状

- ・ 生涯学習課（歴史博物館）において、校舎を歴史博物館収蔵施設とする修繕工事を発注（入札開札 7 月 23 日）
- ・ 工事の主な内容は、収蔵施設への転用にあたって必要な消防法への適合等を図るための修繕

(2) 今後の予定

- ・ 校舎修繕工事の工期は、11 月までの 4 か月を予定。その後、備品の購入等を行い年度内に完了し、来年度から使用予定
- ・ 体育館についても、博物館収蔵施設の付帯施設として活用
- ・ 博物館条例と旧学校体育施設条例の改正（令和 2 年第 1 回定例会を予定）
- ・ 不要工作物の除却など外構整備の調整

5 旧志士庫小学校

(1) 経過と現状

- ・ 本年 2 月に実施した活用事業者の再公募は、応募者なしにつき不調
- ・ 地域未来投資推進課に対し、県から企業誘致の情報として事業者の紹介があり、同課において当該事業者との調整を継続中

(2) 今後の予定

- ・ 相手方から正式な申入れがありしだい、地元地区への説明等を実施したうえで、基本協定を締結

- ・売却を想定し、所有権保存登記のための委託料、不動産鑑定委託料等の補正予算措置（本年第3回定例会を予定）
- ・開発許可等の見通しがつけば仮契約を締結し、議会へ提案。旧学校体育施設条例の改正も必要（本年第4回定例会を想定）

6 旧央倉小学校（仮称；かすみがうら市ウエルネスプラザ）

(1) 経過と現状

- ・仮称；ウエルネスプラザ整備に係る工事の発注完了
- ・開館準備及び関係部署の移転調整

(2) 今後の予定

- ・施設名称を「かすみがうらウエルネスプラザ」とする設置管理条例の制定及び関連条例の改廃（本年第3回定例会に提案予定）
- ・施設サービスの向上と効果的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入に向けた調整
- ・施設備品の購入等の調整（本年第4回定例会に補正予算を提案予定）
- ・開館時期の調整（令和2年度第1四半期を目標）

(3) 関連施設に関する主な対応

- ・保健センター条例の改正（位置の変更）、高齢者センター条例の廃止
- ・高齢者センター条例の廃止に合わせ、教育支援センター条例を制定（現在は、千代田高齢者センターの使用許可により開設）
- ・霞ヶ浦保健センターは、放課後児童クラブ等の拠点としての転用を調整
- ・千代田保健センターと霞ヶ浦高齢者センターの解体（令和2年度以降）
- ・旧志士庫地区第1公民館は、まずは貸付や売却を調整

7 その他

(1) 旧地区公民館の方向性

- ・公共施設等マネジメント基本計画において、公民館等の施設【ハード】はコミュニティセンターへ転換し、多目的な利用を図ることとしているため、霞ヶ浦地区の旧地区公民館については、霞ヶ浦公民館（コミュニティセンター化）を補完する「（仮称）地区センター」として、現在の施設又は近隣施設への位置付けを調整する。
- ・中学校区公民館や支館といった組織的な活動【ソフト】は、従来どおり。

以 上